

日本風力開発株式会社「六ヶ所村風力発電所リプレイス事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告について

令和3年5月14日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、六ヶ所村風力発電所リプレイス事業環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県上北郡六ヶ所村、横浜町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大36,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月19日
環境大臣意見受理	令和2年 8月28日
経済産業大臣意見発出	令和2年 9月14日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年11月19日
住民意見の概要等受理	令和 3年 1月29日
青森県知事意見受理	令和 3年 4月27日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 5月14日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田  
電話03-3501-1742（直通）

日本風力開発株式会社「六ヶ所村風力発電所リプレイス事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 騒音、風車の影及び景観について、既存施設による影響を地元自治体や地域の関係者へのヒアリング等により把握した上で適切な調査地点を選定すること。
2. 一部ポイントセンサス調査地点の間隔が広いなど、鳥類の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、鳥類の調査に当たっては、適切な調査、予測を実施し、定量的な評価を行うこと。
3. 最南東の風力発電設備建替予定地点南側の沢及び対象事業実施区域内に存在する複数のため池等に工事の実施に伴う濁水が流入する可能性があり、当該水域に生息・生育する動植物に影響を及ぼすおそれがあることから、当該水域を調査地点に追加すること。また、二又川本流と支流の合流地点まで工事の実施に伴う濁水が到達すると考えられる場合は、当該地点の下流域に生息する魚類及び底生動物に影響を及ぼすおそれがあることから、魚類及び底生動物の調査について、当該下流域に調査地点を追加すること。
4. 対象事業実施区域南側に広く分布するクロマツ植林には植物調査が1地点のみの配置となっており、十分でないおそれがあることから、必要に応じて、調査地点又は調査ルートを追加すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)